

国連人権理事会、特別報告者、子どもの権利委員会からの 東電福島原発事故をめぐる政策への勧告・指摘

東京電力福島第一原発事故から8年経ったが、被ばく限度を年間20ミリシーベルトという一般人の被ばく限度の20倍での避難指示解除、避難指示解除に伴う賠償の終了、避難指示解除区域外からの避難者に対する唯一の支援と断り住宅支援の打ち切り、また高線量地域までも避難指示解除するための除染に伴う労働者の権利侵害など、問題は年を経るごとに深刻化している。国内の事故被害当事者や支援団体からは事故発生当初から一貫して政府の東電福島原発事故をめぐる政策について批判があがっているが、近年、国連人権機関から勧告・指摘がなされている。その状況を時系列にしてまとめた。

2018年3月 国連人権理事会普遍的・定期的レビュー（UPR）福島原発事故関連勧告¹

- ・福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続すること。（オーストリア）
- ・男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること。（ポルトガル）
- ・特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。（ドイツ）
- ・福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること。（メキシコ）

2018年6月28日 特別報告者ら²が除染作業員について日本に情報提供要請³

要旨：除染作業労働者に関し懸念。帰還困難区域で作業する労働者の権利（被ばくリスクの軽減措置、適正な雇用プロセス、訓練の実施、下請け業者による人権侵害の防止）について聞きたい。

2018年8月16日 日本政府から回答⁴

要旨：被ばく管理のための規則がある。業者に法令遵守を求めている。

（その他、特別報告者の文書の誤りを細かく指摘している。被ばく労働を考えるネットワークは「特別報告者の指摘の真意を読み取り、それを真摯に受け止めて問題の改善に取り組むという姿勢が見られない」と批判している⁵。）

¹ UPR 第3回日本政府審査・結果文書(仮訳) 161.214 から 161.217 参照 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000346504.pdf>

² バスク・トゥンジャク(Baskut Tuncak)有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者(有害廃棄物特別報告者)、ダニウス・プラス(Danius Puras)誰もが得られる最高水準の身体的及び精神的健康を享受する権利に関する特別報告者(健康の権利特別報告者)、ウルミラ・ボロー(Urmila Bhoola)奴隷制度の現代的形態(その原因及び結果を含む)に関する特別報告者(現代的奴隷特別報告者)

³ 外務省仮訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000390941.pdf>

⁴ 日本政府回答 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000390943.pdf>

⁵ 「国連人権理事会特別手続による共同コミュニケーションに対する日本政府回答に関する問題点の指摘」被ばく労働を考えるネットワーク

2018年8月16日 特別報告者ら⁶が連名で声明⁷

声明要旨：東京電力福島第一原発事故の除染作業で搾取され、被ばくしている数万人の労働者を守るために日本政府は緊急に行動しなければならない。子どもと出産年齢の女性を守るために被ばく限度を年間1ミリシーベルトに引き下げることを求める。

この声明に対し、日本政府は「今回の声明を受け、ジュネーブ国際機関日本政府代表部は「政府として真摯（しんし）に対応してきたにもかかわらず、特別報告者が一方的な情報に基づいて声明を出したことは遺憾だ」とするコメントを出したと報道されている⁸。

2018年9月5日 特別報告者ら⁹が除染目標やUPR勧告の履行状況などについて日本に情報提供要請¹⁰

要旨：これまで表明した懸念は続いている。区域外避難者の住宅支援打ち切りは避難者に重い負担を課している。原発事故時の避難計画は障がい者のニーズに対応していないようだ。避難者政策に国連国内避難民の原則の適用を期待する。（除染目標、UPR勧告の履行状況など8項目について質問している。）

2018年9月12日 国連人権理事会で特別報告者が発言¹¹

発言要旨：日本は、労働者を被ばくさせ続ける政策を、ICRPの正当化原則に基づいて見直すべき。正当化原則は、被ばくに関しては、その意思決定に住民からの意見の聴取という手続きを踏むこと、社会的純便益の観点から正当化できることが重要であるとしている。汚染度のより高い地域では、（除染）労働者が非常に高いレベルの放射線にさらされるが、（除染して避難解除をしても）住民の帰還率が低いので、この点が重要となる。

2018年10月25日 特別報告者が声明¹²

要旨：日本政府は放射能リスクの残る地域への子どもと出産年齢の女性の帰還政策を見直すべき。日本が2017年の国連人権状況をモニタリングするメカニズム（普遍的・定期的レビュー/UPR）において、原発事故以前の被ばく限度に戻すこと、という勧告を無視していることについて残念に思う。日本政府に対し、子どもと出産年齢の女性を、7年前の事故の前には安全、健全と考えられていたよりも高い放射線レベルの地域に帰還させる政策の見直しを求める。特に子どもの健康と福祉に過剰な放射能が与える潜在的な被害について深く憂慮。日本は、子どもの権利条約の参加国として、子どもの被ばくを最小限に抑える義務がある。日本に対し、被ばくの基準を年間20ミリシーベルトにしたことや避難指示解除を含め、政策決定がどのようになされているのか、それらが子どもの最善の利益を考慮するという条約の原則にどうして反していないと言えるのか説明を求める。

6 脚注2と同じ。

7 <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=23458&LangID=E>

8 NHK NEWS WEB https://www3.nhk.or.jp/news/genpatsu-fukushima/20180817/0503_kokuren.html

9 バスク・トゥンジャク(Baskut Tuncak) 有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者(有害廃棄物特別報告者)、ヒメネス・ダマリー(Cecilia Jimenez-Damary) 国内避難民の人権特別報告者(国内避難民特別報告者)

10 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000416302.pdf>

11 https://storage.googleapis.com/planet4-japan-stateless/2018/09/a4b76991-20180912_unhrc_sr.pdf 発言内容(英語:グリーンピースによる採録)

12 <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=23772&LangID=E>

2018年10月25日 国連総会で特別報告者が日本の年20ミリシーベルト基準での帰還政策に懸念表明¹³

発言要旨（関連部分）：日本政府は、原発事故以前には安全とは考えられていなかった地域へ避難者の帰還を強いている。事故後、被ばく限度が年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトに引き上げられており、帰還する子どもやこれから生まれる子どもの権利への影響に深く憂慮。

2018年10月25日 国連総会で日本政府が特別報告者に反論¹⁴

発言要旨：被ばく限度に関して誤解がある。年間20ミリシーベルトはICRPの勧告に沿っている。政府は個人の追加的被ばく量年間1ミリシーベルトという長期的目標を達成するための努力を続けてる。特別報告者の声明が不正確な報道を招きかねないと憂慮している。東日本大震災と原発事故から7年が経ち、被災した地域の人々はいまだに不正確でネガティブな風評に苦しんでいる。（日本時間では10月26日）

2018年11月6日 日本政府が特別報告者の声明に対し懸念を表明¹⁵

要旨：政府はこれまでも特別報告者からの情報提供要請に真摯に対応していた。それにもかかわらず情報提供要請への回答を作成中の10月25日に国連有害廃棄物特別報告者が一方的な申立てに基づき、不正確な内容を含む報道発表をしたことは、いたずらに不安を煽り、混乱を招くとともに、風評被害に苦しむ被災地の人々をさらに苦しめかねず、深刻に懸念している。

2019年1月15日,16日 国連子どもの権利委員会で福島原発事故関連の指摘

指摘事項：子どもの知る権利、事故の影響、長期的健康モニタリング、福島県の子どもの甲状腺がんにかかる割合に関する対策について¹⁶。

日本政府の応答：文部科学省は、学校において児童生徒等が受ける線量については、年間1ミリシーベルト以下とすることを求める通知「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について」を2011年8月に出したと述べた。文部科学省は同通知で空間線量率について1マイクロシーベルトを目標とした¹⁷。

2019年2月1日 国連子どもの権利委員会が7項目の福島原発事故関連勧告¹⁸

(a) 避難指示区域における被ばくが、子どものリスク要因に関する国際的に受け入れられた知見と合致することを再確認すること

(b) 避難指示区域外からの避難者、特に子どもに対し、経済的支援、住宅支援、医療そのほかの支援提供を継続すること

¹³<http://webtv.un.org/meetings-events/watch/third-committee-34th-meeting-general-assembly-73rd-session/5853553897001/?term=有害物質特別報告者:43.44>

¹⁴<http://webtv.un.org/meetings-events/watch/third-committee-34th-meeting-general-assembly-73rd-session/5853553897001/?term=日本政府:48.54,有害物質特別報告者:55.47>

¹⁵ https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page25_001702.html

¹⁶ グリーンピース傍聴記録による

¹⁷ 同上。

¹⁸https://www.26.atwiki.jp/childrights/pages/319.html?fbclid=IwAR11Wiplxr-g5Plglj4mbS0g6DjTTkiJYFXR_KtmNJlZDDWmxs85of4wp-c 子どもの権利委員会：総括所見：日本（第4～5回）平野裕二氏暫定訳

https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRC/Shared%20Documents/JPN/CRC_C_JPN_CO_4-5_33812_E.pdf（先行未編集版）

(c) 放射線に影響を受けている福島県の子どもへの医療その他のサービスの提供を強化すること

(d) 放射線量が年間 1 ミリシーベルトを超える地域の子どもについて包括的かつ長期的な健康診断を実施すること

(e) 全ての避難者と住民、特に子どものような脆弱な集団が精神的健康についての施設、物品、サービスを利用できるようにすること

(f) 教科書や教材において、被ばくのリスクと子どもが放射線に対してより脆弱であることについて正確な情報を提供すること

(g) 到達可能な最高水準の身体的および精神的健康を享受するすべての人の権利の特別報告者による勧告を実行すること

- ・ 勧告の全面的実施を確実にするために、あらゆる適切な対策を講じること

特別報告者から公式訪問の申し出¹⁹

2019年3月現在)、複数の特別報告者から、日本を公式訪問をしたいと申し出がなされ、日本政府が受理しているが、受け入れ日が決定していないままとまっている。少なくとも以下の3名は、東電福島原発事故関連の人権状況も含めた調査のための公式訪問を要請していると考えられる。なお2017年に予定されていた適切な住居特別報告者の公式訪問は延期/取り消しとなっている。

- ・ 適切な住居特別報告者 2015年3月13日要請、延期/取り消し
- ・ 有害廃棄物特別報告者 2016年9月23日要請、実現に至っていない
- ・ 国内避難民特別報告者 2018年8月31日要請、2019年の訪問を希望

*英語資料の翻訳は、外務省訳以外はグリーンピースによる。

【本件に関する問い合わせ】

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン tel 03-5338-9800

エネルギー担当：鈴木かずえ energy.jp@greenpeace.org

広報担当：城野千里

19 https://spinternet.ohchr.org/_Layouts/SpecialProceduresInternet/ViewCountryVisits.aspx?Lang=en&country=JPN